参考様式第５－１号

８ い 産 第 ６ ５ 号
令 和 ８ 年 10 月 23 日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。］

いの町長 池田 牧子

市町村名 （市町村コード）	いの町 （39386）
地域名 （地域内農業集落名）	伊野南地区 （ 第1分館、第2分館、第3分館、第4分館、第5分館、鉢巻、柿谷、山石、向流、肩抜 ）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月23日 （第3回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

１ 地域における農業の将来の在り方

（１） 地域農業の現状及び課題

当地区は、中山間地域等直接支払制度（池ノ内地区）を活用し、農業に取り組んでいる。また、近年の温暖化による夏の厳しさにより、梨等の果樹に甚大な被害が発生していることから、基盤整備事業が必要な地区でもある。
池ノ内地区、八田地区共に後継者不足が課題となっており、これによって耕作放棄地が発生していることから、野生鳥獣（主にイノシシ、ハクビシン、タヌキ、カラス）による被害も課題となっている。

（２） 地域における農業の将来の在り方

・中山間地域等直接支払制度を活用し、農業を継続していく。
・基盤整備事業が計画されており、具体的な計画はまだ策定されていないが、基盤整備後は定期的な定植等を行い、農業を継続していく。
主な作物：梨、ぶどう、施設野菜（きゅうり、インゲン豆）、施設果樹（マンゴー）、水稲

２ 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１） 地域の概要

区域内の農用地等面積		89.53 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	89.53 ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

区域内の農業振興地域を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針

まずは農地中間管理事業を活用しての集積、また集団化への理解を地元へ深めることが重要である。認定農業者、新規就農者を中心に勉強会を開催していく。また、2年毎の地域計画見直し時の地区の座談会において、さらなる理解また協力をお願いしていく。

（2）農地中間管理機構の活用方針

地域計画策定に伴う、町が行う利用権制度が廃止となり、農地法3条か農地中間管理機構での貸借が基本となることから、農地の貸借制度の説明を高知県が作成している制度移行のチラシを基に利用者へ丁寧な説明を行い、周知していく。

（3）基盤整備事業への取組方針

現在、池ノ内地区隣接の高知市針木地区から基盤整備事業の声が挙がっている。現在、具体的な計画策定まで出来ていないが、今後、勉強会また地元説明会により、地元との合意形成が図られた際には、基盤整備に努める。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針

町、県やJAと連携し、地域内外から新規就農希望者を募集し、補助金等も活用しながら担い手の確保に努める。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業協同組合や農業支援サービス事業者等が現在は存在していない。今後は、地域内外から新規就農希望者を募集し、担い手の確保を行いながら、中間管理機構を活用し、耕作放棄地発生防止に努める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☐	④輸出	☑	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①生姜を栽培している農地にイノシシが侵入し病気を持ち込むため補助金を活用した電気柵等の設置により防除を行う。
②有機的農業で栽培している農家もあり、今後、本格的に有機JASを取っていく可能性がある。
③現在、具体的なスマート農業導入は検討していないが、農業者の興味があるという声を多く聞くため、今後の検討となる。
⑤基盤整備事業完了後の定植等に有効な補助金を活用していく。
⑦中山間直接支払制度により、保全管理を実施しいていく。